

# 一般財団法人野田俊作顕彰財団 Adler Institute Japan 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般財団法人野田俊作顕彰財団 Adler Institute Japan と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を滋賀県大津市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、オーストリアの心理学者アルフレッド・アドラーの創始したアドラー心理学の研究と教育普及を目的とする。故・野田俊作は 1982 年 Alfred Adler Institute of Chicago に学び帰国後本邦におけるアドラー心理学教育を開始し最晩年までの生涯をかけ普及につとめつつその理論と思想を体系化しアドラー心理学研究を比類なく進展させた。また野田は自ら治療の最先端に立ち日本人に適した治療技法を多数開発し本邦の人々の成長と幸福のために尽力した。当法人はこれらの偉業と遺徳を追慕し受け継いだアドラー心理学を正しく発展させ人々に伝えていくことを通じアドラーと野田が望んだ人類の未来の幸福に貢献するものである。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的に資するため故・野田俊作の遺産より基本財産を設けて、次の事業を行う。

(1) アルフレッド・アドラーより、ルドルフ・ドライカース、バーナード・シャルマン、野田俊作と正統に継承されたアドラー心理学の理論と思想を研究する事業

(2) アドラー心理学の理論と思想に基づいた治療技法を研究する事業

(3) アドラー心理学とその治療技法に関する教育事業

(4) アドラー心理学とその治療技法に関する普及事業

(5) アドラー心理学とその治療技法に関する研究・教育・普及において長年にわたり顕著な実践を重ねた先人を顕彰する事業

(6) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

(公告)

第5条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第2章 財産及び会計

(設立者の氏名及び住所並びに拠出する財産及びその価額)

第6条 設立者の氏名及び住所並びに当法人の設立に際して設立者が拠出する財産及びその価額は、次のとおりである。

住所 滋賀県

設立者 亡野田俊作相続人野田文子

拠出財産及びその価額 現金500万円

2 前項の財産は、第3条の目的事業を行うために不可欠な基本財産とし、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、やむを得ない理由によりその一部を処分又は担保に提供しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ評議員会において議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数の承認を受けなければならない。

(事業年度)

第7条 当法人の事業年度は、毎年5月1日から翌年4月末日までの年1期とする。

### 第3章 評議員及び評議員会

#### 第1節 評議員

(評議員)

第8条 当法人に、評議員3名を置く。

(選任及び解任)

第9条 評議員の選任及び解任は、評議員会において行う。

(任期)

第10条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(報酬等)

第11条 評議員は無報酬とする。ただし、評議員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

#### 第2節 評議員会

(権限)

第12条 評議員会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）に規定する事項及びこの定款に定める事項に限り決議する。

(開催)

第13条 定時評議員会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催し、臨時評議員会は、必要に応じて開催する。

(議長)

第14条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第15条 評議員会の決議は、議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、その評議員の過半数をもって行う。

2 一般法人法第189条第2項の決議は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

(議事録)

第16条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

## 第4章 役員及び理事会

### 第1節 役員

(役員)

第17条 当法人には、次の役員を置く。

理事 3名以上

監事 1名

2 理事のうち1名を代表理事とする。

(選任等)

第18条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(任期)

第19条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終了と時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終了と時までとする。

3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(解任)

第20条 理事又は監事が次の一に該当するときは、評議員会において解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上にあたる多数の決議に基づいて行わなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を懈怠したとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第21条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、評議員会の決議によって定める。

### 第2節 理事会

(権限)

第22条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 当法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

### (3) 代表理事の選定及び解職

#### (招集)

第23条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事がこれを招集する。

2 理事会の招集通知は、会日の5日前までに各理事及び監事に発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで理事会を開催することができる。

#### (議長)

第24条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

#### (決議)

第25条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

#### (議事録)

第26条 理事会の議事録については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに署名若しくは記名押印又は電子署名しなければならない。

## 第5章 定款の変更及び解散

#### (定款の変更)

第27条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上にあたる多数の決議によって変更することができる。

2 当法人の目的並びに評議員の選任及び解任の方法についても同様とする。

#### (解散)

第28条 当法人は、基本財産の滅失その他の事由による当法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定めた事由によって解散する。

#### (残余財産)

第29条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議により、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人もしくは国又は地方公共団体等に贈与されるものとする。

2 当法人は、剰余金の分配を一切行わないものとする。

## 第6章 会友

#### (会友)

第30条 当法人には、当法人の事業に賛同・協力し理事会が認めた者を「会友」として置くことができ、会友については別途定める「会友規約」に基づき管理され、会則に基づく会費を支払うものとする。

#### (会友の種別)

第31条 当法人の会友は、次の2種とする。

(1) 会友 当法人の目的に賛同して入会した個人

(2) 特別会友 当法人の目的に賛同し、事業を賛助するため入会した個人または法人

2 会友となるには、当法人の理事もしくは会友1名の推薦を得て、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(退会)

第32条 会友は、いつでも退会することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して申請をするものとする。

(除名)

第33条 当法人の会友が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は会友としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは理事の過半数の合意に基づく代表理事の決定により、その会友を除名することができる。

(会友の資格喪失)

第34条 会友が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき。

(2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。

(3) 除名されたとき。

(4) 理事全員の同意があったとき。

## 第7章 附則

(設立時評議員)

第35条 当法人の設立時評議員は、次のとおりとする。

設立時評議員

高柳滋美

田中路子

甲斐礼子

(設立時役員)

第36条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事

野田文子

大竹優子

中井亜由美

設立時代表理事

野田文子

設立時監事

河合保弘

(最初の事業年度)

第37条 当法人の最初の事業年度は、当法人設立の日から令和4年4月末日までとする。

(法令の準拠)

第38条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般財団法人野田俊作顕彰財団 Adler Institute Japan の設立のためこの定款を作成し、設立者が次に記名押印する。

令和3年8月10日

設立者 野田文子 ④